

内閣人事局と公務員労働組合連絡会とのやりとり（概要）

日 時 令和2年3月12日（木）11:00 ～ 11:45
場 所 合同庁舎8号館 共用会議室
出席者 先方）吉澤事務局長 外19名
当方）堀江人事政策統括官 外10名
案 件 定年引上げに関する件

公務員連絡会

本日の段階での政府における検討状況について、説明を求める。

内閣人事局

国家公務員の定年の引上げについては、平成30年8月に人事院から「意見の申出」がなされて以降、皆様方のご意見も伺いつつ、検討を行ってきたところ。その結果、明日の閣議において国家公務員の定年を段階的に引き上げるための「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が決定される方向である。

なお、先日ご説明した点から一部を修正している。具体的には、能力・実績主義を一層徹底していくため、「政府は、できるだけ速やかに、国家公務員の給与水準が現行の定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院における検討の状況を踏まえ、所要の措置を講ずる」としていたものを、「政府は、①60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院において公布後速やかに行われる昇任・昇格の基準、昇給の基準、俸給表などについての検討の状況を踏まえ、定年引上げ完成の前（令和12年3月31日まで）に所要の措置を順次講ずること、②公布後速やかに評語の区分など人事評価について検討を行い、施行日までに所要の措置を講ずること」とし、検討事項や措置する期限を明確化した。

公務員連絡会

定年制の改正は30数年ぶりの大改正であり、今後、運用に当たって様々なことがあるかもしれないので、逐次、当方と相談・協議の機会を継続して設けていただくということを前提とし、ご提案いただいた内容について当方として是であると申し上げる。

— 以 上 —

文責：内閣官房内閣人事局（先方の発言については未確認）